○厚生労働省告示第百九十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日　厚生労働大臣　長妻　昭

医薬品の名称	AMG531
予定される効能、効果又は対象疾病	慢性型特発性血小板減少性紫斑病に伴う血小板減少の改善
申請者の氏名又は名称及び住所	協和発酵キリン株式会社　東京都千代田区大手町一丁目六番一号
指定年月日	平成二十二年二月二日

○厚生労働省告示第百九十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十二年三月四日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日　厚生労働大臣　長妻　昭

医薬品の名称	酢酸アネコルタブ
予定される効能、効果又は対象疾病	中心窩下脈絡膜新生血管を伴う加齢黄斑変性症
申請者の氏名又は名称及び住所	日本アルコン株式会社　東京都港区赤坂二丁目十七番七号赤坂溜池タワー

○厚生労働省告示第百九十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十六日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表に第5部として次のように加える。

第5部　追加用薬（1）

内名	規格単位	薬価円
（あ）		
アフィニトール錠5mg	5mg1錠	12,711.10
（え）		
エクア錠50mg	50mg1錠	104.70
エックスフォージ配合錠	1錠	130.10
（さ）		
サインバルタカプセル20mg	20mg1カプセル	169.30
サインバルタカプセル30mg	30mg1カプセル	230.50
（め）		
㊟メトグルコ錠250mg	250mg1錠	9.90
（れ）		
レザルタス配合錠HD	1錠	170.10
レザルタス配合錠LD	1錠	91.00
（あ）		
アロキシ静注0.75mg	0.75mg5mL1瓶	14,522
（て）		
テモダール点滴静注用100mg	100mg1瓶	36,794
（ふ）		
プリディオン静注200mg	200mg2mL1瓶	9,947
プリディオン静注500mg	500mg5mL1瓶	23,652

注射薬規格単位薬価円

外名	規格単位	薬価円
（さ）		
ザラカム配合点眼液	1mL	1,306.00

○厚生労働省告示第百九十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十六日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二号に次のように加える。

ホ　エベロリムス（切除不能又は転移性の腎細胞がんの患者に投与するものに限る。）

ヘ　テモゾロミド（注射薬であって、悪性神経膠腫の患者に投与するものに限る。）

○農林水産省告示第六百二十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十四の規定に基づき、南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年四月十六日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　植物及び地域

バーリンカ種のぶどうの生果実であって、南アフリカ共和国で生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における検査及び証明

㈠　南アフリカ共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている南アフリカ共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ　五の消毒が行われたものであること。

四　封印

㈠　南アフリカ共和国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒を行う場合にあっては、生果実の各こん包又は束ねたこん包には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

㈡　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

㈢　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。